

# 第4章 消費者行政推進計画における視点

## 1 基本的な考え方

「消費者行政推進計画」において、これまでの施策を着実に進め、さらに社会経済環境の変化等による課題に的確に対応した消費者行政施策に取り組むため、前消費者行政推進計画におけるめざすべき姿である「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」の実現を継続します。

## 2 施策を実施する上での視点

めざすべき姿を実現するため、消費生活を取り巻く環境の変化、本市の現状、国の動向、取り組むべき課題を整理し、具体的な施策を実施する上での4つの視点を設定します。これらの視点を踏まえ、「消費者行政推進計画」における課題に的確に対応する施策を重点取組とし、取組内容の充実を図ります。

めざすべき姿

「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」の実現

視点

### 1 消費生活の安全・安心の確保

デジタル時代にも対応し、消費生活相談機能を維持・強化することで、多様化・複雑化する消費者トラブルの解決が図られ、消費者は誰一人取り残されることなく、安心して安全な消費生活を営むことができるよう消費者行政の推進

### 2 すべての世代における消費者力の向上

ライフステージに応じた継続的な消費者教育と情報提供により、すべての市民がデジタル時代に即した消費者力を身につけ、消費者トラブルに遭いにくくなるとともに、万が一、消費者トラブルに遭った場合に適切に相談できるよう啓発の取組の推進

### 3 多様な主体との連携の強化

高齢者等の見守りを行う方への情報提供など、関係機関や団体、事業者、地域等、様々な主体と連携することで、被害の深刻化や潜在化を防ぎ、見守り活動等を通して消費者被害の防止や救済を図るなど、各施策の効果的な推進

### 4 持続可能な社会に向けた消費行動の推進

消費者市民社会の一員として、自身の消費生活が地球環境や経済社会の形成に影響を与えていることを一人一人が認識して消費行動を行える消費者教育の推進

# 第4章 消費者行政推進計画における視点

## 3 施策の柱と取組

国及び本市における消費生活を取り巻く現状を踏まえ、社会経済環境の変化による課題に的確に対応していくため、「消費者行政推進計画」を推進していくにあたり、消費者条例の規定に合わせた基本理念及び7つの施策の柱は継続し、引き続き施策を実施します。

